

七 旧第 42 条の 12 ((教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 42 条の 12 ((教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係
(廃 止)	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42 の 12 - 1 措置法第 42 条の 12 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上、同条第 3 項第 2 号に規定する教育訓練費(以下「教育訓練費」という。)の額から控除する「他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金 — 販売業者等である法人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該法人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額
(廃 止)	<p>(教育訓練費の範囲)</p> <p>42 の 12 - 2 教育訓練費は、法人が自己の使用人に対して行う教育訓練等(措置法令第 27 条の 12 第 3 項第 1 号に規定する教育訓練等をいう。以下同じ。)の費用に限られるのであるが、一の教育訓練等に自己の工場又は店舗等内で当該法人の事業に従事する専属下請先等の従業員で自己の使用人と同等の事情にある者が含まれている場合であって、その者の数が極めて少数であるときには、その一の教育訓練等の費用の全額を当該法人の教育訓練費の額とすることができるものとする。</p> <p>(注) 一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該法人の教育訓練費の額は、本文の取扱いを適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p>42 の 12 - 3 <u> 法人が中小企業者 (措置法第 42 条の 12 第 2 項に規定する中小企業者をいう。) に該当するかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。 </u></p>
(廃 止)	<p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p>42 の 12 - 4 <u> 措置法第 42 条の 12 第 5 項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42 の 4 (3) - 4 の取扱いを準用する。 </u></p>

八 第 43 条 ((特定設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1) - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>措置法令第 28 条第 6 項</u>.....</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1) - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>措置法令第 28 条第 7 項</u>.....</p>
<p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1) - 2</p> <p>.....<u>措置法令第 28 条第 7 項</u>.....</p>	<p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1) - 2</p> <p>.....<u>措置法令第 28 条第 8 項</u>.....</p>
<p>(新增設備の範囲)</p> <p>43(2) - 1 の 3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(新增設備の範囲)</p> <p>43(2) - 1 の 3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

(注)措置法規則第 20 条の 6 第 2 項及び第 4 項第 2 号口に規定する「規制基準に係る数値で除して計算した割合」.....

(廃止)

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

43(3) - 1 措置法令第 28 条第 4 項.....

(注)

(注)措置法規則第 20 条の 6 第 2 項第 2 号口及び第 6 項第 2 号口に規定する「規制基準に対する処理割合」.....

(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)

43(2) - 2 大気汚染防止法第 2 条第 1 項に規定するばい煙及び同条第 8 項に規定する粉じん並びに同法第 17 条第 1 項に規定する特定物質の処理に共用されている告示別表 1 に掲げるばい煙処理用設備が、当該ばい煙の処理の用に主として使用されているかどうかは、当該設備の設置目的、構造、使用状況等からみて、当該設備が主としてばい煙の処理のために設置されたかどうかにより判定する。

(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)

43(3) - 1 措置法令第 28 条第 5 項.....

(注)

九 第 44 条の 2 ((集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額)</p> <p>44 の 2 - 1</p> <p>.....措置法令第 28 条の 5 第 2 項第 1 号口に規定する 3 億円以上(同条第 1 項に規定する農林漁業関連業種(以下「<u>農林漁業関連業種</u>」という。)に属する事業の用に供するものである場合には 4,000 万円以上)又は同条第 2 項第 2 号に規定する 5 億円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には 5,000 万円以上).....</p> <p>(注) <u>同項第 1 号口</u>..... 3 億円以上又は 4,000 万円以上.....</p> <p>...</p>	<p>(圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額)</p> <p>44 の 2 - 1</p> <p>.....措置法令第 28 条の 5 第 1 号口に規定する 3 億円以上又は同条第 2 号に規定する 5 億円以上.....</p> <p>(注) <u>同条第 1 号口</u>..... 3 億円以上.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>44の2-2 <u>措置法令第28条の5第2項第1号イ</u>..... 1,000万円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供する <u>ものである場合には500万円以上</u>)..... (注)</p> <p>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</p> <p>44の2-4工場用の建物(法人が取得等をした建物が農林漁業関 <u>連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫用又は <u>展示場用の建物を含む。</u>).....</u></p>	<p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>44の2-2 <u>措置法令第28条の5第1号イ</u>..... 1,000万円以上..... (注)</p> <p>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</p> <p>44の2-4工場用の建物.....</p>

十 第44条の4((特定電気通信設備等の特別償却)関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44の4-1<u>取得し又は製作し若しくは建設した</u>.....</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44の4-1<u>取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。)</u>..... </p>

十一 第44条の6((資源再生化設備等の特別償却)関係)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第44条の6((<u>資源再生化設備等の特別償却</u>)関係)</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p>	<p style="text-align: center;">第44条の6((<u>再商品化設備等の特別償却</u>)関係)</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p>

<p>44 の 6 - 1<u>資源再生化設備等</u>.....<u>当該資源再生化設備等</u>..... <u>資源再生化設備等</u>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>44 の 6 - 1<u>再商品化設備等</u>.....<u>当該再商品化設備等</u>..... <u>再商品化設備等</u>.....</p> <p>(<u>自動車破碎残さ再資源化設備の範囲</u>)</p> <p>44 の 6 - 3 <u>措置法第 44 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けることができる自動車破碎残さ再資源化設備 (平成 8 年 3 月 31 日付大蔵省告示第 96 号の別表 1 の 2 の項に掲げる機械その他の減価償却資産をいう。以下同じ。)</u>は、<u>措置法規則第 20 条の 14 に定める要件を満たす施設に設置されるものに限られるのであるから、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第 26 条第 1 号に規定する基準適合施設に該当する施設であっても、同号に規定する施設投入回収割合が 100 分の 70 未満である施設に設置されるものについては、適用がないことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>施設が措置法規則第 20 条の 14 に定める要件を満たすかどうかは、施設に自動車破碎残さ再資源化設備が設置される効果を加味して判定しても差し支えない。</u></p>
---	---

十二 第 46 条の 3 ((支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 46 条の 3 ((支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</u></p> <p><u>(3 年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超える場合の計算)</u></p> <p>46 の 3 - 1 <u>措置法第 46 条の 3 第 1 項に規定する 3 年以内取得資産(以下 46 の 3</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>- 1において「3年以内取得資産」という。）に係る特別償却限度額の合計額が同項に規定する支援事業所取引増加額(以下46の3-1において「支援事業所取引増加額」という。)を超えることにより、同項に規定する特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を限度とされる場合において、当該特別償却限度額の合計額をいずれの3年以内取得資産に配分するかは、個々の3年以内取得資産に係る特別償却限度額を限度として、法人の計算によることができる。</u></p>	

十三 第46条の4(事業所内託児施設等の割増償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第46条の4(事業所内託児施設等の割増償却)関係</u></p> <p>(遊戯具その他の器具及び備品の同時取得等の意義)</p> <p><u>46の4-1 措置法第46条の4第1項</u>.....</p> <p>(中小事業主であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>46の4-2 措置法第46条の4第1項</u>.....</p>	<p style="text-align: center;"><u>第46条の3(事業所内託児施設等の割増償却)関係</u></p> <p>(遊戯具その他の器具及び備品の同時取得等の意義)</p> <p><u>46の3-1 措置法第46条の3第1項</u>.....</p> <p>(中小事業主であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>46の3-2 措置法第46条の3第1項</u>.....</p>

十四 第52条の3(準備金方式による特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(耐用年数の改正が行われた場合の特別償却準備金の均分取崩し)</u></p> <p><u>52の3-4 法人が前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額について</u></p>	<p>(新設)</p>

措置法第 52 条の 3 第 5 項の規定により益金の額に算入する場合において、特別償却対象資産に係る法定耐用年数が当該特別償却準備金を積み立てた事業年度後に改正されたときには、改正後の法定耐用年数が適用される事業年度における同項の規定の適用に当たっては、同項に規定する耐用年数は改正後の法定耐用年数によることに留意する。

十五 第 55 条((海外投資等損失準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
(青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し)	(青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し)
55 - 18	55 - 18
..... <u>法第 122 条第 2 項第 5 号、第 6 号、第 7 号又は第 9 号</u> <u>法第 122 条第 2 項第 4 号、第 5 号、第 6 号又は第 8 号</u>
.....
.....
.....
.....
.....

十六 第 62 条の 3 ((土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係)

改 正 後	改 正 前
62 の 3(5) - 13 <u>削 除</u>	<u>(地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義)</u> 62 の 3(5) - 13 <u>措置法令第 38 条の 4 第 12 項第 2 号イに規定する「その出資金額</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5)-21該当する旨の証明.....</p>	<p><u>又は拠出をされた金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること」とは、外部から導入される資金(債務の額を除く。)のすべてが地方公共団体により出資又はきよ出をされることをいうのであるから、一の法人について出資金額ときよ出をされた金額とがある場合には、そのいずれについてもその全額が地方公共団体によって出資またはきよ出をされていなければならないことに留意する。</u></p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5)-21該当する旨の財団法人区画整理促進機構の証明.....</p>

十七 第63条((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>63(5)-2 <u>削 除</u></p> <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p>	<p><u>(地方公共団体の出資又はきよ出により設立された法人の意義)</u></p> <p>63(5)-2 <u>措置法令第38条の5第6項第2号イに規定する「その出資金額又は拠出をされた金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること」とは、外部から導入される資金(債務の額を除く。)のすべてが地方公共団体により出資又はきよ出をされることをいうのであるから、一の法人について出資金額ときよ出をされた金額とがある場合には、そのいずれについてもその全額が地方公共団体によって出資又はきよ出をされていなければならないことに留意する。</u></p> <p>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</p>

63(5) - 13

付 表

記 載 の 仕 方

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13

14 「措置法令第 38 条の 5 第 23 項に該当する土地の譲渡等の場合 15」には、その土地の譲渡等が措置法令第 38 条の 5 第 23 項（公募要件に該当する土地の譲渡等）に該当する場合は、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載してください。

63(5) - 13

付 表

記 載 の 仕 方

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13

14 「措置法令第 38 条の 5 第 23 項に該当する土地の譲渡等の場合 15」には、その土地の譲渡等が措置法令第 38 条の 5 第 23 項（公募要件に該当する土地の譲渡等）又は平成 19 年改正前の措置法令第 38 条の 5 第 23 項（公募要件に該当する土地の譲渡等）各号（同項第 3 号の規定に基づく平成 19 年改正前の措置法規則（以下「平成 19 年旧措置法規則」といいます。）第 22 条第 3 項各号の規定を含みます。）のいずれかに該当する場合は、その該当する条項を、例えば「措置法令第 38 条の 5 第 23 項該当」、「平成 19 年改正前の措置法令第 38 条の 5 第 23 項第 1 号該当」のように記載します。この場合、「備考」欄には、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選

改 正 後	改 正 前
	により決定」のように記載し、 <u>その土地の譲渡等が平成 19 年旧措置法規則第 22 条第 3 項第 3 号に該当するときは、その土地の譲渡等が同項第 1 号又は第 2 号に類する理由を記載</u> してください。

十八 第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>64(3) - 6</p> <p>.....措置法第 46 条、第 46 条の 2 第 1 項、<u>第 46 条の 3</u>、第 68 条の 30、<u>第 68 条の 31 第 1 項及び第 68 条の 32</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>64(3) - 6</p> <p>.....措置法第 46 条、第 46 条の 2 第 1 項、第 68 条の 30 <u>及び</u>第 68 条の 31 第 1 項.....</p> <p>(注)</p>
<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>64(3) - 14</p> <p>.....措置法第 46 条、<u>第 46 条の 2 第 1 項及び第 46 条の 3</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>64(3) - 14</p> <p>.....措置法第 46 条<u>及び</u>第 46 条の 2 第 1 項.....</p>
<p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4) - 1</p> <p>別表 1 収用証明書の区分一覧表</p>	<p>(収用証明書の区分一覧表)</p> <p>64(4) - 1</p> <p>別表 1 収用証明書の区分一覧表</p>

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⋮ ⋮ ⑪ 国、地方 公共団体、 土地改良区""""
⋮ ⋮ ④④ (⑤④ に該 当する場合を 除く。)(1)""""

(廃 止)

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⋮ ⋮ ⑪ 国、地 方公共団 体、 <u>独立行 政法人縁 資源機構</u> 、 土地改良 区.....""""
⋮ ⋮ ④④ (⑤⑤ に該 当する場合を 除く。)(1)""""
⑤⑤ <u>独立行政法人縁 資源機構法第27条 第1項において準 用する土地改良法 第120条(急迫の際 の使用))の規定に 基づいて、当該資 産が収用され又は 使用されたとき</u>	<u>これらの規定 に基づく旨の 証明</u>	<u>独立行政法 人縁資源機 構の長</u>	<u>措置法64 条 1項 1号・2号 措置法規 則14条 5項5号 の6</u>	

改 正 後					改 正 前				
⑤0""""	⑤1""""
⑤0②""""	⑤1②""""
⑤1" (以下⑤4ま でにおいて「土地 等」という。)""" <u>措置法規 則14条</u> <u>5 項 5 号</u> <u>の 8</u>	⑤2" (以下⑤5ま でにおいて「土地 等」という。)""" <u>措置法規 則14条</u> <u>5 項 5 号</u> <u>の 9</u>
⑤1②""""	⑤2②""""
⑤2"""" <u>措置法規 則14条</u> <u>5 項 5 号</u> <u>の 9</u>	⑤3"""" <u>措置法規 則14条</u> <u>5 項 5 号</u> <u>の10</u>
⑤3"""" <u>措置法規 則14条</u> <u>5 項 5 号</u> <u>の10</u>	⑤4"""" <u>措置法規 則14条</u> <u>5 項 5 号</u> <u>の11</u>
⑤4"""" <u>措置法規 則14条</u> <u>5 項 5 号</u> <u>の11</u>	⑤5"""" <u>措置法規 則14条</u> <u>5 項 5 号</u> <u>の12</u>
⑤5""""	⑤6""""
⑤6""""	⑤7""""

⑤7"""	
⑤8""""	
⑤9""""	
⑥0""""	
⑥1""""	
又は農業振興 地域の整備に關す る法律の規定.....	又は農 業振興地域 の整備に關 する法律第 13条の2第 1項の事業 の施行者		
⋮	⑥2"""	
	⑥3"""	
	⑥4"""	
	⑥5"""	
	⑥6"""	
(②から④9 までに該当す				

⑤8"""	
⑤9""""	
⑥0""""	
⑥1""""	
⑥2""""	
、 <u>独立行政法 人緑資源機構法</u> 又 は農業振興地域の 整備に關する法律 の規定.....	、 <u>独立行 政法人緑資 源機構法第 11条第1項 第7号イ若 しくは8号 の事業</u> 又は 農業振興地 域の整備に 關する法律 第13条の2 第1項の事 業の施行者		
⋮	⑥3"""	
	⑥4"""	
	⑥5"""	
	⑥6"""	
	⑥7"""	
(②から⑤0 までに該当す				

改 正 後					改 正 前				
	る買取りがあ った場合を含 む。).....					る買取りがあ った場合を含 む。).....			
⑥7"""		⑥8"""
⑥8"""		⑥9"""

十九 第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)					(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)				
65 の 4 - 17					65 の 4 - 17				
別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
.....
.....地方公共団体 (地方公共団体が 財産を提供して設 立した特定の団体 ()を含む。) に買い取られる場 合				地方公共団体 (地方公共団体が 財産を提供して設 立した特定の団体 ()を含む。) <u>又は成田国際空港 株式会社</u> に買い取 られる場合				
.....	1 沿道整備	

.....沿道整備推進
機構(1)が...
...都市計画法第12
条の4第1項第4
号.....
(イ)
(ロ)
(ハ)
.....緩衝建築物
(2).....
A
B
C

推進機構は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公

.....沿道整備推進
機構が.....都市計
画法第12条の4第
1項第3号.....
(イ)
(ロ)
(ハ)
.....緩衝建築物
().....
A
B
C

改 正 後					改 正 前				
				<u>益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</u> <u>2</u>
.....防災街区整備 推進機構(<u>1</u>) が..... (イ) (ロ) (ハ)延焼防止建 築物(<u>2</u>)... ... A B	<u>1 防災街区 整備推進機構 は、公益社団法 人(その社員総 会における議 決権の総数の 2分の1以上 の数が地方公 共団体により 保有されてい るものに限 る。)又は公益 財団法人(その 設立当初にお いて拠出をさ れた金額の2 分の1以上の 金額が地方公 共団体により 拠出をされて いるものに限</u>防災街区整備 推進機構が..... (イ) (ロ) (ハ)延焼防止建 築物()..... A B

				<p>る。)であって、 <u>その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</u> <u>2</u></p>					
.....	<p><u>中心市街地整備推進機構は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その</u></p>	<p><u>民法第34条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出され、かつ、その寄附行為又は定款におい</u></p>

改 正 後					改 正 前				
				<p>設立当初において<u>抛出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により抛出をされているものに限る。）</u>であって、その定款において.....</p>					て.....
<p>.....<u>景観整備機構(1)</u>が.....これらの者に<u>買い取られる場合(2)</u></p>				<p>1 <u>景観整備機構は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)</u>又は<u>公益財団法人(その設立当初において抛出をされた金額の2分の1以上の金額が地方</u></p>	<p>.....<u>景観整備機構</u>が.....これらの者に<u>買い取られる場合()</u></p>				

				<p><u>公共団体により</u> <u>り拠出をされ</u> <u>ているもの</u> <u>に限る。)</u>であっ <u>て、その定款に</u> <u>おいて、その法</u> <u>人が解散した</u> <u>場合にその残</u> <u>余財産が地方</u> <u>公共団体又は</u> <u>当該法人と類</u> <u>似の目的をも</u> <u>つ他の公益を</u> <u>目的とする事</u> <u>業を行う法人</u> <u>に帰属する旨</u> <u>の定めがある</u> <u>ものに限る。</u></p> <p>2</p>					
<p>.....都市再生整備 推進法人(1) が.....これらの者 に買い取られる場 合(2)</p>	<p>1 <u>都市再生</u> <u>整備推進法人</u> <u>は、公益社団法</u> <u>人(その社員総</u> <u>会における議</u> <u>決権の総数の</u> <u>2分の1以上</u> <u>の数が地方公</u> <u>共団体により</u> <u>保有されてい</u></p>	<p>.....都市再生整備 推進法人が.....こ れらの者に買い取 られる場合()</p>

<p><u>体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項に規定する歴史的風致維持向上支援法人(1)が同法第12条第1項に規定する認定重点区域における同法第8条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(2)</u></p>	<p><u>が左欄に掲げる事業である旨を証する書類</u></p> <p>(四) <u>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類</u></p> <p>A <u>当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合当該土地等を当該事業の用に供するために買ったものである旨を証する書類</u></p> <p>B <u>当該土地等の買取りをする者が地</u></p>	<p><u>体の長</u></p> <p><u>当該地方公共団体の長</u></p> <p><u>当該歴史的風致維持向上支援法人を地域にお</u></p>	<p><u>条の4</u></p> <p><u>1項11号</u></p> <p><u>の2</u></p> <p><u>措置法規</u></p> <p><u>則22条の5</u></p> <p><u>1項</u></p> <p><u>14号</u></p>	<p><u>致維持向上支援法人は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているもの)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出されているものに限る。)であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的</u></p>
--	--	---	---	---

改 正 後			改 正 前		
	<p>域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項に規定する歴史的風致維持向上支援法人である場合</p> <p>当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類及び当該土地等の買取りをする者が当該歴史的風致</p>	<p>ける歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</p>	<p>をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</p> <p>2 当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。</p>		

改 正 後					改 正 前				
				<p>方公共団体 又は当該法 人と類似の 目的をもつ 他の公益を 目的とする 事業を行う 法人に帰属 する旨の定 めがあるも ののうち、次 に掲げる要 件のいずれ かを満たす もの</p> <p>イ その社 員総会に おける議 決権の総 数の3分 の1を超 える数が 地方公共 団体によ り保有さ れている 公益社団 法人であ</p>					<p>額の3分 の1を超 える金額 が2以上 の地方公 共団体に より抛出 されてい ること。</p> <p>ロ 抛出を された金 額の4分 の1以上 の金額が 一の地方 公共団体 により抛 出をされ ているこ と。</p>

ること。

ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

ハ その拠出をされた金額の3分の1を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

ニ その拠

改 正 後					改 正 前					
				<u>出をされ</u> <u>た金額の</u> <u>4分の1</u> <u>以上の金</u> <u>額が一の</u> <u>地方公共</u> <u>団体によ</u> <u>り拠出を</u> <u>されてい</u> <u>る公益財</u> <u>団法人で</u> <u>あること。</u>						
				2					2	
				3					3	
13の2	1	13の2	1	
			<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>17号</u>	(1)					<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>16号</u>	(1)
				イ					イ	
				ロ					ロ	
				ハ					ハ	
				(2) 中心市街 地活性化法 第7条第7 項第7号に 掲げる一般 社団法人等 であって、そ の定款にお いて、その法	(2) 中心市街 地活性化法 第7条第7 項第7号に 掲げる公益 法人のうち、 次に掲げる 要件のいず れかを満た					

人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの
イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている

すもの
イ 拠出をされた金額の3分の1を超える金額が2以上の地方公共団体により拠出をされていること。
ロ 拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされていること。

改 正 後					改 正 前				
				<p><u>公益社団</u> <u>法人であ</u> <u>ること。</u></p> <p><u>ロ その社</u> <u>員総会に</u> <u>おける議</u> <u>決権の総</u> <u>数の4分</u> <u>の1以上</u> <u>の数が一</u> <u>の地方公</u> <u>共団体に</u> <u>より保有</u> <u>されてい</u> <u>る公益社</u> <u>団法人で</u> <u>あること。</u></p> <p><u>ハ その拠</u> <u>出をされ</u> <u>た金額の</u> <u>3分の1</u> <u>を超える</u> <u>金額が地</u> <u>方公共団</u> <u>体により</u> <u>拠出をさ</u> <u>れている</u> <u>公益財団</u></p>					

改 正 後					改 正 前				
				<p>ハ ……</p> <p>(2) <u>公益社団 法人又は公 益財団法人 であって、そ の定款にお いて、その法 人が解散し た場合にそ の残余財産 が地方公共 団体又は当 該法人と類 似の目的を もつ他の公 益を目的と する事業を 行う法人に 帰属する旨 の定めがあ るもののう ち、次に掲げ る要件のい ずれかを満 たすもの</u></p> <p>イ <u>その社 員総会に おける議</u></p>					<p>ハ ……</p> <p>(2) <u>民法34条 の規定によ り設立され た法人のう ち、次の要件 のいずれか を満たすもの</u></p> <p>イ <u>その抛 出をされ た金額の 3分の1 を超える 金額が2 以上の地 方公共団 体により 抛出をさ れている こと。</u></p> <p>ロ <u>その抛 出をされ た金額の 4分の1 以上の金 額が一の 地方公共</u></p>

決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

ハ その拠出をされた金額の3分の1

団体により拠出をされていること。

改 正 後					改 正 前				
				<p>を超える 金額が地 方公共団 体により 拠出をさ れている 公益財団 法人であ ること。</p> <p>二 その拠 出をされ た金額の 4分の1 以上の金 額が一の 地方公共 団体によ り拠出を されてい る公益財 団法人で あること。</p> <p>2</p>					2
.....	<p>..... 措置法規 則22条の 5 1項 19号</p>	<p>..... (1) (2) 資金の</p>	<p>..... 措置法規 則22条の 5 1項 18号</p>	<p>..... (1) (2) 資金の</p>

				貸付けを受けて行われるものであること。					貸付けを受けて行われるもの(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条第1項第1号に掲げる事業にあっては、当該事業を行う者が同項第2号イに規定する特定中小企業団体に該当する場合に限る。)であること。
..... 措置法規 則22条の 5 1項 20号 (1) (2) <u>公益社団 法人又は公 益財団法人 であって、そ の定款にお いて、その法 人が解散し</u> 措置法規 則22条の 5 1項 19号 (1) (2) <u>民法第34 条により設 立された法 人のうち、次 に掲げる要 件のいずれ かを満たす</u>

改 正 後					改 正 前				
				<p>た場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの</p> <p>イ その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されている公</p>					<p>もの</p> <p>イ その拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされていること。</p> <p>ロ その拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされていること。</p>

益社団法人であること。

ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体に
より保有されている公益社団法人であること。

ハ その拠出をされた金額の総数の2分の1以上の金額が地方公共団体に
より拠出をされている公益財団法人

改 正 後					改 正 前				
				であること。					
..... 措置法規 則22条の 5 1項 21号	 措置法規 則22条の 5 1項 20号	
..... 措置法規 則22条の 5 1項 22号	 措置法規 則22条の 5 1項 21号	
..... 措置法規 則22条の 5 1項 23号	 措置法規 則22条の 5 1項 22号	
..... <u>法人税法別表</u> 第1に掲げる法人 措置法規 則22条の 5 1項 24号 <u>法人税法別表</u> 第1第1号に掲げ る法人..... 措置法規 則22条の 5 1項 23号
..... 措置法規 則22条の 5 1項 25号イ	 措置法規 則22条の 5 1項 24号イ	
2002	2002

			措置法規 則22条の 5 1項 25号口	
⑳	措置法規 則22条の 5 1項 26号	
㉑	措置法規 則22条の 5 1項 27号	
㉒	措置法規 則22条の 5 1項 28号	
㉓	措置法規 則22条の 5 1項 29号	
㉔	(1)農地保有合理 化法人(1)に 買い取られる場合通知を をしたこと を証する書 類(2)	措置法規 則22条の 5 1項 30号	1 農地保有 合理化法人が 一般社団法人 又は一般財団 法人である場 合には、公益社

			措置法規 則22条の 5 1項 24号口	
㉕	措置法規 則22条の 5 1項 25号	
㉖	措置法規 則22条の 5 1項 26号	
㉗	措置法規 則22条の 5 1項 27号	
㉘	措置法規 則22条の 5 1項 28号	
㉙	(1)農地保有合理 化法人に買い取ら れる場合通知を をしたこと を証する書 類()	措置法規 則22条の 5 1項 29号	

改 正 後				改 正 前			
	(ロ) 当該土地の買取りをする者が農地保有合理化法人に該当する旨を証する書類(買取りをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。)	都道府県知事	<p>団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出された金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事</p>		(ロ)	

				業を行う法人 に帰属する旨 の定めがある ものに限る。 2					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

二十 第 65 条の 5 ((農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)					(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)				
65 の 5 - 2					65 の 5 - 2				
別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
.....農地保有合理 化法人().....	(イ) (ロ) A (A) (B) B (A) (B) (Ⅱ) 当該土地 の買入れを する者が農 地保有合理 化法人に該 当する旨を 都道府県知 事	農地保有合 理化法人が一 般社団法人又 は一般財団法 人である場合 には、公益社団 法人(その社員 総会における 議決権の総数 の2分の1以 上の数が地方 公共団体によ り保有されて いるものに限農地保有合理 化法人.....	(イ) (ロ) A (A) (B) B (A) (B)

改 正 後				改 正 前				
	<u>証する書類</u> <u>(買入れを</u> <u>する者が一</u> <u>般社団法人</u> <u>又は一般財</u> <u>団法人であ</u> <u>る場合に限</u> <u>る。)</u>			<u>る。)</u> 又は公益 <u>財団法人(その</u> <u>設立当初にお</u> <u>いて拠出をさ</u> <u>れた金額の2</u> <u>分の1以上の</u> <u>金額が地方公</u> <u>共団体により</u> <u>拠出をされて</u> <u>いるものに限</u> <u>る。)</u> であって、 <u>その定款にお</u> <u>いて、その法人</u> <u>が解散した場</u> <u>合にその残余</u> <u>財産が地方公</u> <u>共団体又は当</u> <u>該法人と類似</u> <u>の目的をもつ</u> <u>他の公益を目</u> <u>的とする事業</u> <u>を行う法人に</u> <u>帰属する旨の</u> <u>定めがあるも</u> <u>のに限る。</u>				
<hr/>				<hr/>				
<hr/>				<hr/>				